

令和3年4月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時  
令和3年4月27日（火）  
開会 午後1時30分  
閉会 午後2時30分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所講堂1（南庁舎3階）
- 3 出席委員  
農業委員11名
- 4 欠席委員  
なし
- 5 傍聴者  
なし
- 6 出席した事務局職員  
事務局長、事務局次長、事務局補佐、主事
- 7 議題等  
第7号議案 農地法第3条第2項第5号による下限面積に代わる別段の面積の設定について  
第8号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について  
第9号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について  
第10号議案 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条の規定による変更承認申請について  
報告事項4 農地法第5条の規定による届出の専決について  
報告事項5 農地法第18条の規定による許可申請の取下げについて  
報告事項6 農地法第25条の規定による和解の仲介について
- 8 会議の要旨

会 長	本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 それでは、ただいまの出席委員は、11名です。 定足数に達しておりますので、これより4月の農業委員会総会を開催します。 これより議事に入ります。 総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声】

<p>会 長</p>	<p>異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事録署名者は、荒谷弘美委員、飯沼勝則委員にお願いをいたします。</p> <p>本日の付議事件としては、第7号議案「農地法第3条第2項第5号による下限面積に代わる別段の面積の設定について」、第8号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」が1件、第9号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」が1件、第10号議案「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条の規定による変更承認申請について」が1件でございますのでよろしく申し上げます。</p> <p>それでは早速ですが、第7号議案「農地法第3条第2項第5号による下限面積に代わる別段の面積の設定について」、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 補佐</p>	<p>それでは、第7号議案「農地法第3条第2項第5号による下限面積に代わる別段の面積の設定について」説明をします。</p> <p>この議案は、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定による下限面積に代わる別段の面積を本市農業委員会が定めるものでございます。</p> <p>提案理由としましては、農林水産省からの通知「農業委員会の適正な事務実施について」により、毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議する必要があるからでございます。</p> <p>20アールの設定根拠につきましては、昨年度と同様に2015年の農林業センサスに基づく農地面積別の農家世帯数を考慮して、全体の農家数の約4割を下回らないように算定した結果、20アールとなったものでございます。</p> <p>なお、農業の経営体が不足し、農地の遊休化が深刻な状況にあり、新規就農を促進しなければ農地の保全および有効利用が図れない場合は、さらに下限面積を引き下げることができるとされていますが、昨年度の本市の遊休農地面積は、2.5haであり、農地面積131haに対して約1.9%と少ないことから、引き続き本市農業委員会では20アールと設定するものでございます。</p> <p>参考までに、昨年度の近隣市町の設定状況ですが、瀬戸市が、20アール、長久手市が、20アール、日進市が、30アールとなっています。</p> <p>第7号議案の説明は以上でございます。よろしくご審議お願いします。</p>

会 長	説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】 質問もないようですので、第7号議案「農地法第3条第2項第5号による下限面積に代わる別段の面積の設定について」賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、尾張旭市農業委員会が定める別段の面積を現行のまま20アールと決定しました。 続いて、第8号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」、事務局から説明をお願いします。
事務局 補佐	それでは、第8号議案について説明します。 この議案は、生産緑地法第10条の規定に基づき買取申出をする生産緑地について買取申出の理由である死亡もしくは農業の継続を不可能とさせる故障を生じた者が、「農業の主たる従事者」もしくは「一定割合以上従事しているもの」に該当していたことを証明することについて、農業委員会の意見を求めるものでございます。 申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 【調書を朗読】 第8号議案の説明は以上でございます。
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
森下幸夫 委 員	4月22日に、水野政起委員と現地を調査しました。 申請地は、市街化区域内の田で渋川小学校の東側、県立旭野高校から天神川を挟んだ南側に位置しています。周辺は、宅地化が進んでおり、申請地東側は調整区域となっています。 本申請は、生産緑地法第10条に規定する従事者の死亡による買取申出に係るものですが、現況は、すでに田植えの水をひく準備がされていて綺麗に耕作されている様子でした。 以上のことから、調査員としては証明して差し支えないと考えます。よろしくご審議をお願いします。
会 長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
会 長	質問もないようですので、第8号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】

会 長	<p>挙手全員により、第8号議案について、証明することに決定しました。</p> <p>続いて、第9号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、第9号議案について説明をします。</p> <p>この議案は、被相続人がお亡くなりになり、相続された農地について、引き続き農業を行うことにより、申請者が租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予を受けるための適格者であることについて、本市農業委員会の承認を得るものがございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p><b>【調書を朗読】</b></p> <p>第9号議案の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
森下幸夫 委 員	<p>4月22日に、水野政起委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地は、第8号議案の農地から道路を隔てた北側に位置する市街化区域内の田で、周辺状況も同様です。こちらも田植えの水をひく準備がされていて綺麗に耕作されており、引き続き農業経営をしていくには、問題ないものと考えます。また、申請書に遺産分割協議書も添付されています。</p> <p>以上のことから、調査員としては証明して差し支えないと考えます。よろしくご審議をお願いします。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p><b>【質疑応答】</b></p>
会 長	<p>質問もないようですので、第9号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p><b>【挙手全員】</b></p>
会 長	<p>挙手全員により、第9号議案について、証明することに決定しました。</p> <p>続いて、第10号議案「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条の規定による変更承認申請について」、事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事務局 補佐</p>	<p>それでは、第10号議案について説明させていただきます。</p> <p>この議案は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条の規定により、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第3項の承認を受けた特定農地貸付けについて、第2項各号に規定する事項の変更をしようとするときは、農業委員会の承認を受ける必要があるからでございます。</p> <p>この特定農地貸付けに係る農地というのは、「西大道ふれあい農園」のことでございます。</p> <p>「西大道ふれあい農園」は、平成16年度に農業委員会の承認を得て、平成17年4月から開設し、現在に至っております。</p> <p>現在、西大道ふれあい農園の南側で宅地造成がされていますが、今回の議案は、その北東側、ふれあい農園の東側で計画されている新たな宅地開発に伴う変更についてでございます。</p> <p>変更事項としましては、1つ目は、東側の宅地開発がふれあい農園用地の一部を含んだ形状での計画であり、開発事業者と協議したところ、ふれあい農園の用地の一部と開発事業地内の民地とを交換することで合意したことから、農園の用に供する土地の面積が減少することによる変更で、2つ目は、ふれあい農園の一部を開発事業協力地として、開発事業で整備される道路の法面処理をすることから区画数が減少することによる変更です。</p> <p>以上2点の変更事項について、農業委員会の承認を得るものでございます。</p> <p>変更の詳細につきましては、担当より、説明させていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、具体的な内容について、説明させていただきます。</p> <p><b>【資料説明】</b></p> <p>現在、西大道ふれあい農園の用に供する土地の面積は、6,176平方メートルでございます。このうち、西大道町下大道3997番1の一部を分筆し開発事業地として提供することから変更前987平方メートルから測量図ベースで33平方メートル減少し、変更後は954平方メートルとなることから、合計で6,143平方メートルとなります。そして、これに伴い、開発事業で整備される道路を保護するための法面処理をすることから、東側3区画を廃止し、区画数61区画から58区画へと変更します。</p> <p>具体的な変更箇所につきまして、別添資料のとおりです。</p> <p>変更後も、残る区画や、駐車場等のふれあい農園の機能には支障はありません。</p> <p>開発事業地内の民地については、交換により市が取得する予定ですが、新たに取得する部分につきましては、開発事業地内の緑地となることから、今回の変更により、新たに農園の用に供する土地と</p>

	<p>しては位置付けません。</p> <p>なお、交換に供する土地の面積につきましては、分筆の結果によっては、若干、数値の誤差が出る可能性があることを申し添えます。説明は以上でございます。</p>
会 長	説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。
松原八壽雄 委 員	交換はどここの土地とするのでしょうか。
事務局	公共用地として交換を受け、開発事業地内に設置される緑地の一部となる予定です。
松原八壽雄 委 員	道路との段差を埋めるための斜面として農園用地がつぶれるのは不利じゃないでしょうか。
事務局 補佐	開発道路が後に市土木管理課に移管され、市道認定されるかと思いますが、市の道路を保護するためということで土木管理課と農業支援室との間の話で、こちらが協力したという形です。
会 長	他に質問もないようですので、第10号議案「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条の規定による変更承認申請について」賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	<b>【挙手全員】</b>
会 長	<p>挙手全員により、承認することに決定しました。これをもって本日の付議事件は終了しました。</p> <p>次に報告事項に移ります。報告事項4「農地法第5条の規定による届出の専決について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、報告事項4「農地法第5条による届出の専決について」説明させていただきます。</p> <p>農地法第5条による届出が、10件で5,977.87平方メートル、主な概要は、西大道町地内ほかで、一般個人住宅5件、露天資材置場4件、露天駐車場1件です。</p> <p>これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。</p>
会 長	続きまして、報告事項5「農地法第18条の規定による許可申請の取下げについて」事務局より説明をお願いします。
事務局 補佐	<p>それでは、報告事項5について説明させていただきます。</p> <p>令和2年10月20日付けで提出のありました農地法第18条の規定による賃貸借解除の許可申請について、これまで会長や調査委員とともに審査を進めてまいりましたが、令和3年3月29日付け</p>

	<p>で、申請者より取下げ書の提出があり、事務局としてこれを受理しましたので、報告します。説明は以上です。</p>
会 長	<p>続きまして、報告事項6「農地法第25条の規定による和解の仲介について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、報告事項6について説明させていただきます。</p> <p>報告事項5の内容と関連がございますが、農地法第18条の取下げ書と同日付けで、農地法第25条の規定による和解の仲介の申立書が提出されました。</p> <p>農地法第25条第2項の規定によると、「和解の仲介は、農業委員会の会長が指名する3人の仲介委員によって行う」とされており、本事件に係る仲介委員について、水野政起委員、森下幸夫委員、若杉満委員の3名を仲介委員として指名させていただきましたので、ご報告申し上げます。これにより、これまで農地法第18条で取り扱っていた農地の紛争について、会長が指名した3名の仲介委員が和解に向けた仲介を行っていくこととなりますので、ご承知おきください。進捗状況については、随時ご報告させていただきます。説明は以上です。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p><b>【質疑応答】</b></p>
会 長	<p>質問もないようですので、本日の議事はこれを持ちまして終了いたしました。</p> <p>その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。</p>
事務局	<p>1点ございます。3月の定例会の際にお渡しした農業委員会の活動に関する「令和2年度の目標達成に向けた活動の点検・評価（案）」と「令和3年度の目標達成に向けた活動計画（案）」についてです。</p> <p>これらにつきましては、ホームページにて意見等を募集しましたが、特に意見はありませんでしたので、原案のとおり点検・評価及び活動計画を定め、ホームページに公表し、県を通じて東海農政局へ報告させていただきますのでご承知おきください。</p> <p>お知らせは以上です。</p>
会 長	<p>それでは、以上を持ちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会は5月28日(金)午後1時30分から201会議室にて開催を予定しております。</p> <p>これを持ちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>